

教育旅行民泊の受入における基本的な感染予防策の手引きⅡ

～「屋内の施設・会場を使用する場合」の基本的な感染予防策の要点整理～

令和3年11月1日

(一財) 都市農山漁村交流活性化機構

【想定される屋内の施設・会場の使用方法】

□集合・解散の会場、入浴（入浴施設の利用時）、団体行動（大人数）による食事・体験・見学等

【想定される感染リスク】

□咳やくしゃみ、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと等による「飛沫感染」

□人が接触した箇所を触ることによる「接触感染」

□室内（閉鎖空間）での「三つの密」の発生による「マイクロ飛沫感染」

□特に感染リスクが高まる「5つの場面」

1. 「屋内の施設・会場」の事前確認

「屋内の施設・会場」で「基本的な感染予防策」を図れるか、「三つの密」を回避できるか事前に確認する。

□「人と人との距離」の確認

□「できるだけ2m（最低1m）」の距離を維持できる席・並び方、一度に収容できる人数等

□「施設・会場の換気具合」の確認

□窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと

※必要に応じ、CO2測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

□窓や戸の無い施設の場合は「法令を遵守した空調設備」を使用できること

□「手指消毒の実施方法」の確認

□「手洗い場」の位置、「石鹸」の配置状況、「アルコール消毒液」の配置、一度に利用可能な人数等

※アルコール消毒液は「70%以上のエタノール(※)」を使用

(※) 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

□「人の接触箇所に対する清拭消毒の実施状況」の確認

□施設管理者による「ドアノブ等の人の接触箇所の清拭消毒」の実施状況等

□「混雑が想定される時期・時間等」の確認

□予約状況、過去の実績を踏まえた予測等の確認

□その他、施設管理者による感染予防策の取組等

※対策例：事前予約、貸切利用、人数制限、検温等

2. 使用する「屋内の施設・会場」の選択

「換気・手指衛生・接触箇所の清拭消毒等の基本的な感染予防策を十分に取り組める施設・会場」を選択する。

- 前提として、できる限り「屋内の取組」よりも「屋外の取組」を選択すること
- 「混雑が想定される時期・時間」での使用を回避すること（事前予約、貸切利用、人数制限等）
- 「人と人との距離を維持できる施設・会場」を選択すること
 - 「人と人との距離を維持できる席の配置」、「一度に収容できる人数」等を検討すること

【「1つの施設・会場」で参加者・同行者を収容できない場合の対策例】

「複数の施設・会場に分散」、「より大きな会場や屋外への変更」、「取組中止」等

3. 「屋内の施設・会場」の使用前の準備

参加者・同行者及び受入関係者等の中に無症状感染者がいる可能性があることを想定して感染予防策を講じる。

- 「人と人との距離」の確保
 - 「人と人との距離」を維持できる席の配置（できるだけ2m（最低1m）空ける）
 - できる限り、会話や食事をする際は「真正面の位置を避ける」こと
 - ・対策例：互い違いに座る、「椅子の数や配置の工夫」等
- 入口・トイレ等で混雑が予想される場合、「動線」、「立ち位置表示」を作成すること
 - ・できるだけ2m（最低1m）の間隔を取ること

【「真正面に座る」場合は「人と人との間」に「飛沫を防止する対策」が必要】

例1：パーティションやビニール製のカーテンの設置

注：火災予防のために「飛沫防止用のシート」は「火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近く」に原則設置しないこと

ただし、「これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合」にあつては、「燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）」を使用すること

例2：フェイスシールド、目を保護するゴーグル等の着用

「手指衛生」の徹底

- 「手指消毒用のアルコール消毒液」の配置（入口、施設内の各箇所）
 - ・アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※））を用意し、使用する施設の入口等に配置すること

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

- 「手洗い用の石鹸」の配置（手洗い場、トイレ等）
 - ・「石鹸の配置」の確認
 - ・「ペーパータオル及びビニール製ゴミ袋」または「各自のタオル（※共用禁止）」の用意
 - ※「使用したペーパータオル等」はビニール製のゴミ袋で縛ってから捨てること（「燃えるゴミ」として）

□「人が接触する箇所の清拭消毒」の実施

- 「不特定多数が接触する箇所」の想定
- 「使用する器具・貸出物等の接触部位」の想定
- 「厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ」等で推奨される方法で実施すること

【モノに付着した新型コロナウイルスを消毒・除菌する方法】

1. 熱水（食器や箸等を80℃の熱水に10分間さらす（※火傷に注意））
2. 塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
3. 洗剤（界面活性剤）（※「有効な製品リスト」の公開（「NITE 洗剤リスト」でネット検索））
4. 次亜塩素酸水（※令和2年7月に追加）
5. アルコール（濃度70%以上95%以下のエタノール）
6. 亜塩素酸水（※令和3年3月に追加）

※2～6は「清拭消毒（モノを拭き取ることで消毒する方法）」で使用できる。

参考 特設ページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

注：「消毒液の誤飲防止」の注意書き（容器には必ず「飲んではいけない（危険）」等の表記をすること）

□「三つの密」の回避

- 入館時・利用時・退館時等に密にならないような移動・席位置・並び方等の想定と工夫

□「換気」の準備

- 「窓開け換気」を行う場合のリハーサル
 - ・「2方向の窓や戸」を「全開」にすることで風の流れができること
 - ・「窓が1つ」の場合は「入口のドア」を開けて風の流れができること
 - ※「扇風機や換気扇を併用すること」で換気の効果を上向きできる。
 - ・寒冷な場面では室温が下がらない範囲で「常時窓開け」する等の工夫をすること
- 「常時の機械換気」を行う場合のリハーサル
 - ・使用する空調設備は「法令を遵守したもの」で問題なく「稼働」すること
 - ※必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）

□「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）

□毎朝の体温測定・健康チェック（受入関係者及び参加者・同行者、施設関係者）

- 受入関係者及び参加者・同行者、施設関係者による毎朝の体温測定・健康チェックの実施
 - 注：感染の疑いがある症状がある者は基本的に入館を断ること（「待機のために入館する場合」は除く）
- 「入館時の検温」を行うための器具の準備
- 感染の疑いがある症状がある者がいた場合の「待機場所」の確認

□その他、感染予防策の取組等

- 分かりやすい感染予防策の案内の掲示（例：正しい手洗い方法、トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと等）
- コップや箸等は「適切に洗浄及び消毒」したもの、または「使い捨て」のものを用意すること等

4. 「屋内の施設・会場」の利用者に対する「感染拡大を予防する取組」のお願い

【「感染予防を意識した行動」のお願い】

「自分で感染しないための行動」のお願い

「人に感染させない行動」のお願い

※自分が「無症状感染者である可能性があること」を想定して行動すること

【入館時のお願い】

入館前の「手指衛生」の徹底

「アルコール消毒液による手指消毒」または「石鹸・流水による手洗い」の選択

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

【「石鹸・流水による手洗い」の場合】

- ・最も近い手洗い場を案内すること
- ・手洗後は「ペーパータオル」か「各自のタオル・ハンカチ（共用禁止）」で手指を拭くこと
- ・使用したペーパータオルは「ビニール製のゴミ袋」に入れて・縛って・捨てること（燃えるゴミ）

【「アルコール消毒液による手指消毒」の場合】

- ・「アルコール消毒液（70%以上のエタノール（※）」で「手指消毒」を行うこと

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

注：アルコール消毒液は「引火性」がある→「火気の近くの配置」と「空中噴霧」の禁止

注：参加者（子供達）に「アルコール消毒液は引火する危険性があること」を注意喚起すること

入館前の「検温」の実施

※「毎朝の体温測定・健康チェックの結果を事前に把握していない等の場合」に実施すること

入館前の「健康チェック」の確認

「感染の疑いがある症状がある方」の入館は基本的小断りすること

「入館をお断りした方」のその後の対応については「参加者・同行者」の責任者・担当者と協議すること

参考：感染の疑いがある症状の目安

「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者

糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方

透析を受けている方

免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

- ・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること
- ・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること。
- ・解熱剤を飲み続けなければならない方も同様であること

【入館前から退館までの基本的な対策】

□隙間ができないよう適切なマスクの着用を行うこと

(マスクの着用方法：例えば厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照)

注：着用による「熱中症」に注意→対策：人との距離をとって外す等

□「咳エチケット」の徹底（ティッシュペーパーや袖等で口と鼻を覆うこと、人との距離をとること）

□「物に触ったままの手指」で目・鼻・口に触らないこと（接触感染の予防）

□「着用中・後のマスク」や「不特定多数の方が触る箇所」には極力触らないこと（接触感染の予防）

□こまめに「石鹸・流水による手洗い」または「アルコール消毒液による手指消毒」の実施

注：「アルコールに過敏な方」は使用を控えること→「石鹸・流水による手洗い」を選択

□「大声を出さないこと」の奨励（近隣の者との日常会話程度は可（但し、「マスクの着用」が前提））

・大声にならないように音響機器を利用すること（マイクを通した音声や音声データ等の活用）

□大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意すること

□「換気」の実施

・窓開けによる「こまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）または常時換気」、または法令を遵守した空調設備による「常時換気」を行うこと

・寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫をすること

注：「通常の家庭用エアコン」には「換気する機能」が無い（空気の循環のみ）

注：「一般的な空気洗浄機」は感染予防の効果が不明（通過する空気量が換気量に比べて少ない）

※必要に応じ、CO2測定装置で換気状況を常時モニターし、「1000ppm以下」を維持することも望ましいこと

□「保湿」の推奨（乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿すること）

□「密集」の回避（休憩時間・待合場所・各受入先等での密集回避、来訪人数の調整（人数制限の実施））

□「人と人との身体的距離」の確保（「2m（最低1m）」の間隔の確保に努めること）

□「立ち位置表示」を設けている場合はその表示に従って並ぶこと（できるだけ2m（最低1m）の間隔）

□集まりは「少人数・短時間」にすること（モバイル端末等での伝達等）

□「他人と共用する物品」や「手が頻回に触れる機会」を減らす工夫をすること

□共用部のトイレでの手洗いの徹底やタオルの共用禁止

□「飲食等による感染防止」の徹底

・「飲食用に感染防止策を行ったエリア以外」での飲食の制限、「過度な飲酒」の自粛

□特に感染リスクが高まる「5つの場面」での感染予防の徹底（「参加の自粛、取組の中止」も含む）

□毎朝の体温測定・健康チェック（「受入14日前から」は必ず実施）

・「高熱」の判断には「平熱時との比較」が必要なため、複数日の体温測定で自身の平熱を把握すること

「感染の疑いのある症状がある参考：感染の疑いがある症状の自費道（例）県の帰国者・接触者相談センター」等に相談すること

□「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状」のいずれかがある場合

□「重症化しやすい方（※）」で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

□上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く」場合

・症状が4日以上続く場合は必ず相談すること

・症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐ相談すること

・解熱剤を飲み続けなければならない方も同様にすぐ相談すること